公

(会計管理課)

(道

路

課

: =

(水産振興課) … 二 (障害福祉課) … 二 (医療薬務課)

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………

○身体障害者福祉法による医師の指定……………………

告

示

目

次

〇右

同......

県西

民地

局域

:

깯

県東

民地

局域

:

깯

民地

局域

三

受験願書提出先

同

: :

깯 깯 出

先 機

(農村整備課)

:

 \equiv

林

政

課

: ≡

第三百十三号

令和

青森県告示第三百八十八号

生三年 五月二十六日 (水曜日)

有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 令和三年登録販売者試験を次のとおり施行するので、医薬品、医療機器等の品質、

令和三年五月二十六日

百五十九条の四第二項の規定により公示する。

(昭和三十六年厚生省令第一号) 第

青森県知事

三

村

申

吾

試験の期日及び場所

1 期日

令和三年八月二十五日

2 場所

青森市大字横内字神田一二

青森中央学院大学

受験願書受付期間 令和三年六月二十三日 (水) から同月二十九日

場合は、書類が完備されているものに限り、 同日までの消印のあるものは有効とす

(火) まで。ただし、郵送による

青森市長島一丁目一の一 〒〇三〇一八五七〇

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四 その他

県上

民地

局域

:

Ħ.

部保健総室 受験願書用紙は、 (保健所)及び青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付す 令和三年六月二日 (水) より県内の各地域県民局地域健康福祉

○一七―七三四―九二八九)に問い合わせること。 試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ(電話

○地方独立行政法人青森県産業技術センター特定調達契約に セ産青行地 ン業森政方タ技権法独 1 術県人立 : 五

係る落札者の決定に関する公示…………………

示

濱野

氏

青森県告示第三百八十九号

むつ市大畑町正津川八四

松本

順

:組合の地区

うの業行満 漁地でうの 業区あい漁

域及ノ家名高赤部釣道郎湯町 うび木ノ村橋川、屋、間坂八むち 袋平下、川、佐浜二間下幡つ甲 石、、小、涌助、枚大、湯坂大地 の添奈目小舘川木橋、大孫坂大地 区木良名目、、野、畑次、畑区

り次のとおり医師を指定したので、 三月青森県規則第二十六号) 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第五条の規定により告示する。 青森県身体障害者福祉法施行細則 第十五条第 (昭和六十二年 項の規定によ

令和三年五月二十六日

青森県知事

三 村 申 吾

逸 人	名	<u></u>
央十	名	勤
院田 市		務
立 中	称	す
番十	所	る
一田	+-	病
の西	在	院
八十二	地	等
能能泌 障障尿	1992	含
人 中和田市立中 十和田市西十二	报	Į.
うじ	禾	¥
う臓 機機	E	1
三令	年	指
が加	月口	جدر
_	日	定

四下 五北

郡風間浦村大字易国間字家ノ上

一六の

除く区域 甲の地区を を りなり

下北郡風間浦村大字易国間字新町二

谷五五

売の 一八 近只

金田

間の区域 同組合の地区の 大大国区の 関間浦第二区域 場面の地区の

青森県告示第三百九十号

要件に適合すると認めたので、 の規定により公示する。 発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) 同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項 二号漁業者の同意が同項に規定する 第百八条第二項の規定により次

令和三年五月二十六日

発起人の

住所及び氏名

(名称)

区

域

X

分

青森県知事 三 村

申

吾

むつ市大畑町上野五〇の七 新保 嘉訓 大畑町1 町区 ^四漁業協 以総ト 三ン 二十トン未

青森県告示第三百九十一号

道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 同項の規定により公示する。 第十八条第一項の規定により、 次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、 告示の日から令和三年六月二十五日まで青森県県土整備部

令和三年五月二十六日

青森県知事 村 申 吾

	番図号面	
	種道 路 類の	
	路線名	
三戸郡南部町大字苫米地字三戸郡南部町大字苫米地字	変更	
字後小路一	0)	
一七の一ま	区	
まりで	間	
——— 前	前変 後更 別の	
前──八・○九メートルまで	前後別 敷 地 の 幅 員	
一八・〇九メートル ハメートル	後別敷地の幅	

	線光地兎内
三戸郡南部町大字苫米地字後小路一八の一まで三戸郡南部町大字苫米地字町中一五の四から	三戸郡南部町大字苫米地字後小路一八の一まで三戸郡南部町大字苫米地字町中一五の四から

後

七・八二メートルまで

六九・七〇メー

1

jレ

三六・二二メートルまで一〇・六九メートルから

六九・七〇メート

1

県

道

青森県告示第三百九十二号

する。 証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、 四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示 次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和三年四月二十七日をもって青森県収入 青森県証紙条例 (昭和三十九年

令和三年五月二十六日

青森県知事 三 村 申

吾

売りさばき人の住所及び氏名

舘山 売りさばき場所 青森市妙見一丁目三の五 道衛

青森市妙見一丁目三の五

公

告

種苗生産事業者講習会の開催

和四十五年政令第百九十四号) 令和三年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令 林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項第三号イの規定により、 第三条の規定により公告する。 昭

令和三年五月二十六日

(

開催の日時及び場所

青森県知事 三 村 申

吾

日令和(金三 年 **金** 開 年七月九 月 催 日 時四十分まで 分から年後四 十分まで H 開 催 時 時 間 高清水三八七十和田市大字相坂字 所 場 在 地 業研究所十和田ほ場県産業技術センター林地方独立行政法人青恋 슾 所 場

林森

講習科目

- 1 種苗に関する法令
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項
- 種苗の生産技術に関する事項
- 受講者の資格

ようとする者 青森県内に住所を有する者で、 生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事し

四 受講手続

は、 を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添 えて青森県農林水産部林政課に提出すること。 講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書 住所地を管轄する地域県民局地域農林水産部に備付けしている)に必要な事項 (申込用紙

Ŧī. 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、全ての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、 青森県農林水産部林政課森林整備グループ

(電話○一七―七三四―九五一三番)に問い合わせること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 上

型 る 谷地中堤地区の県営土地改良事業(ため池等整備事業(ため池整備) 計画を定めたので、 同条第五項の規定により公告し、 次のとおり縦覧に供す (防災重点

十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる なお、この土地改良事業計画については、 縦覧の期間満了の日の翌日から起算して

らないこととされている。 対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな に審査請求を行った場合には、 提起することができる。ただし、 六月以内に、県を被告として このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して (知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを 土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に 縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

令和三年五月二十六日

吾

青森県知事 \equiv 村 申

縦覧の期間 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し

縦覧の場所 令和三年五月二十七日から同年六月二十三日まで

青

三

おいらせ町役場

出 先 機

関

土地改良区の定款変更の認可

により公告する。 中部土地改良区の定款の変更を令和三年五月十一日認可したので、同条第三項の規定 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 青森

令和三年五月二十六日

東青地域県民局長 石 戸 谷 安

信

土地改良区の役員の退任

により公告する。 川土地改良区から、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、名 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定

令和三年五月二十六日

三八地域県民局長

船

水

浩

人

区役 員 別の
別の
氏
名
住
退任の年月日

土地改良区の定款変更の認可

公告する。 土地改良区の定款の変更を令和三年五月十日認可したので、同条第三項の規定により 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 蛯川

令和三年五月二十六日

三八地域県民局長 船 水 浩 人

土地改良区の定款変更の認可

り公告する。 土地改良区の定款の変更を令和三年五月十四日認可したので、同条第三項の規定によ 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 鳴沢

令和三年五月二十六日

西北地域県民局長 畑 内 圭

土地改良区の役員の就任及び退任

豆田土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十 八項の規定により公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、大

令和三年五月二十六日

上北地域県民局長 石 橋 豊

"	"	監	"	"	"	"	"	"	理	"	"	監	"	"	"	"	"	"	理	区役 員 別の
		事							事			事							事	別の
白糠	澤谷	菊池	澤谷	白濵	太田	澤谷	鳥山	濵谷	菊池	中山	白糠	菊池	髙橋	白濵	澤谷	澤谷	太田	濵谷	菊池	氏
幸男	松大	清助	則光	幸雄	岩男	政夫	義広	和恵	國廣	辰司	幸男	國雄	敏広	幸雄	政夫	則光	岩男	和恵	國廣	名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	上业	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	郡横浜	住
字家ノ前川目一六四	字中畑四七の二	字大豆田九七の四	字中畑四三の二	字家ノ前川目三三の三二	字大豆田五五の二	字中畑四一の一二	字有畑五三	字川尻三七の一	字家ノ前川目二八の二一	字大豆田八三の二	/ 一六四	字家ノ前川目六一の一	字大畑九の二	字家ノ前川目三三の三二	// 四 一 の 二 二	字中畑四三の二	字大豆田五五の二	字川尻三七の一	郡横浜町字家ノ前川目二八の二一	所
"	"	"	"	"	"	"	"	"	三· 四· 八退任	"	"	"	"	"	"	"	"	"	_{三・四・丸} 就任	の 年 月 日就任及び退任

雑

報

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

則第十五条第二項の規定により次のとおり公示する。 約事務細則第三条第一項に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同細 地方独立行政法人青森県産業技術センター物品又は特定役務の調達手続に関する契

令和三年五月二十六日

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 坂 田

裕

治

物品等の名称及び数量

凍結真空乾燥装置一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前工業研究所技術支援部

弘前市大字扇町一丁目一の八

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年四月二十六日

Ŧi. 東北化学薬品株式会社 落札者の名称及び住所

六 落札金額

弘前市大字神田一丁目三の一

五千六百三十三万千円

七 落札者を決定した手続

断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内 入札参加資格審査において、購入物品に要求される性能等が満たされていると判

で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

入札の公告を行った日

令和三年三月十五日

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)